令和８年度（２０２６年度）の人権教育の推進に当たって

熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課

本資料は、「令和８年度（２０２６年度）人権教育取組の方向」に示された重点努力事項の具現化を図るために、人権同和教育課が作成した資料です。

１　教職員の基本的認識の深化

（１）教職員の人権に関する基本的認識を深めるため、社会の変化※を踏まえつつ人権をめぐる様々な要素を随時捉え直しながら、互いの教育実践についての日常的な意見交流を行うとともに、参加体験型研修やフィールドワーク、講師招へいなど、園・校内研修の充実に努める。

※国際社会の動向、人工知能（AI）等の先端技術の高度化、個別の人権課題をめぐる動向等

（２）人権教育推進資料等の活用を通して、教職員の主体的な研修を推進するとともに、園・校外研修を通して、人権課題の当事者や関係者の講話を聞いたり、他校の教育実践に学んだりするなど、その理解の深化に努める。

２　全ての教育活動を通じた人権教育の推進

（１）生命の大切さや平和の尊さなどの普遍的な人権を大切にする取組を推進するとともに、ＳＤＧｓの理念のもと、多様性※や包摂性に関する理解の深化に努める。

※国籍、性、障がい等

（２）教職員自らが常に人権感覚を高めるとともに、特に人を傷つけるような言動に対しては、適切かつ毅然とした対応をするなど、自他の人権を大切にする言語環境を含む学習環境づくりに努める。

（３）パンフレット「『実践行動につなぐ』授業への３つのアプローチ」、「全ての教育活動を通じた人権教育の推進のために」等を活用し、自他の人権を大切にする児童生徒の実践的な行動力の育成を図るとともに、授業改善に努める。

（４）児童生徒がインターネットをはじめ、社会から多様な情報を得ていること、人権学習における理解や受け取り方には差があることを踏まえ、児童生徒の理解の状況を把握するとともに、情報モラルに関して継続的な指導に努める。

（５）「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」をはじめ関係法令の理解を促進するとともに、個別の人権課題に対する組織的な取組の推進に努める。